平成２２年（フ）第４６号
和歌山県田辺市目良28番32号
債務者　辻　　秀記
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第９３５号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地３－７－302、旧住所埼玉県上尾市二ツ宮1116番地13
債務者　佐々木朋子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９８５号
埼玉県北本市本宿８丁目37番地
債務者　高橋　　渉
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０００号
埼玉県志木市上宗岡４丁目６番27―1010号
債務者　寺田　良恵
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１０８号
埼玉県鳩ケ谷市本町２丁目６番２号　メゾンＳＫ201号
債務者　新名かずみ
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１４７号
埼玉県戸田市上戸田５丁目23番11―101号
債務者　大木　美香
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１５１号
さいたま市北区宮原町３丁目66番地５、住民票上の住所埼玉県久喜市上早見573番地１
債務者　桑藤　美樹
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１７６号
埼玉県幸手市北１丁目26番14号
債務者　荻原　　巧
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１７７号
埼玉県幸手市北１丁目26番14号
債務者　荻原　節子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１８４号
さいたま市大宮区大成町１丁目489番地　ボンファミーユ201
債務者　山口　佳代
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２０３号
さいたま市岩槻区加倉４丁目17番41号
債務者　杉江　　昌
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２１５号
さいたま市北区吉野町１丁目354番地５　パステル堀之内208
債務者　渡邉　藍絵
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２２６号
埼玉県川口市柳崎４丁目29番10号―202号
債務者　西山　智也
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２３５号
埼玉県南埼玉郡宮代町宮代３丁目１番９号
債務者　平　　雪男
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３３２号
さいたま市桜区田島６丁目１番６号203
債務者　上野　玲子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４６６号
埼玉県春日部市緑町２丁目８番30号
債務者　森田　　茜
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５００号
埼玉県飯能市大字上名栗2941番地６
債務者　篠﨑みどり（旧姓作間）
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５１３号
埼玉県川越市霞ケ関東２丁目13番地23コーポ小林101号室、前住所埼玉県川越市吉田新町１丁目２番地２－３－402
債務者　森田　亮一
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部